

平成21年第7回辰野町議会臨時会会議録

1. 招集告示年月日 平成 21年 5月21日
  2. 開会場所 辰野町議事堂
  3. 開会年月日 平成21年 5月27日 午前9時00分
  4. 議員総数 14名
  5. 出席議員数 13名
- |     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番  | 矢ヶ崎 紀 男 | 2番  | 前 田 親 人 |
| 3番  | 三 堀 善 業 | 4番  | 中 谷 道 文 |
| 6番  | 永 原 良 子 | 7番  | 船 木 善 司 |
| 8番  | 岩 田 清   | 9番  | 根 橋 俊 夫 |
| 10番 | 成 瀬 恵津子 | 11番 | 宮 下 敏 夫 |
| 12番 | 宇 治 徳 庚 | 13番 | 山 岸 忠 幸 |
| 14番 | 篠 平 良 平 |     |         |

6. 会議事項

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第1号 辰野町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等  
の一部を改正する条例について

7. 地方自治法第121条により出席した者

町長	矢ヶ崎 克 彦	副町長	赤 羽 八洲男
総務課長	小 沢 辰 一	まちづくり政策課長	松 尾 一 利
住民税務課長	林 龍 太 郎	保健福祉課長	井 口 敬 子
産業振興課長	中 村 良 治	建設水道課長	増 沢 秀 行
水処理センター所長	一ノ瀬 保 弘	会計管理者	竹 淵 光 雄
病院事務長	荻 原 憲 夫	福寿苑事務長	金 子 文 武
消防署長	赤 羽 守	両小野国保診療所 事務長	向 山 光
社会福祉協議会 事務局長	林 康 彦		

8. 地方自治法第123条第1項の規定による書記

議会事務局長 桑 沢 高 秋

議会事務局庶務係長 武 井 庄 治

9. 地方自治法第123条第2項の規定による署名議員

議席 第3番 三 堀 善 業

議席 第4番 中 谷 道 文

10. 会議の顛末

○事務局長

ご起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼)

○議 長

おはようございます。野山の緑が一層濃くなりさわやかな季節となりました。6月定例議会を控えての臨時議会、早朝より大変ご苦労さまでございます。定足数に達しておりますので、これより平成21年第7回(5月)辰野町議会臨時会を開会いたします。ここで欠席届けの報告をいたします。中村守夫議員がケガのため欠席の届けが出されております。古村教育長、林教育次長が会議のため欠席の届けが出されております。直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりであります。第7回臨時会招集にあたり、町長より挨拶を受けます。

○町 長

本日ここに第7回辰野町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位には時節柄なにかとご多忙のところをご出席賜り感謝を申し上げます。去る4月27日にWHOから新型インフルエンザの発生が宣言されて以来、政府は水際対策に取組み国内への感染防止が図られてきたところではありますが、5月9日国内での感染者が確認されたことを受けまして、当庁では新型インフルエンザ対策本部を設置し、国県の指導と連携を保ちながら、感染者の拡大期への対応の準備を進めているところであります。国内の感染者の確認件数も5月20日がピークということ厚労省の方の発表があり、また大阪府や兵庫県の学校の休校も解除される等の動きもあり、沈静化の方向に向かうことを期待するとともに、住民の皆さんには継続して予防に努めていただき冷静な行動をお願いしたいと思っております。また金融危機に端を発した世界的な景気悪化の影響を受けまして、県内の上場企業においても3月

期の決算は大幅な赤字や減収の企業が多く、経費削減等の対応に迫られている現状であり景気の回復が望まれているところであります。このような背景を受け人事院は、民間企業の夏季ボーナスについての緊急調査に基づき、5月1日付けで国家公務員の期末勤勉手当に関して勧告を行いました。この時期の勧告はこの制度を発足以来初めてのことであります。町でもこの人事院勧告を尊重し勧告にのっとり対応をしてまいりたいと思います。議員各位におかれましてもご理解をお願い申し上げます。さて今臨時議会でのご審議をいただきます議案は辰野町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の1件であります。提案時説明申し上げますので、原案可決くださいますようお願いを申し上げます。

さて私事になりますが、今回自分の任期満了が11月の初旬に迫っているわけがございます。3期を果たし公約を真剣に果たしてきたつもりであります。しかし取り巻く地方行政を担う私どもにとりましては、大変国からの地方を切り捨て交付金の削減、また当町が運営いたします病院に対しましては、全国的に診療報酬の削減及び医師不足等々大変厳しいものがあります。現在の私も3期目終了に向けてそのことを始めいろんなことに対してつけ込み、そして国、県と力を合わせて民間負託に応えるべく、また公約を更に進めるべく頑張っているところであります。しかし当町だけの理由また事情だけでは思うに任せない大変難しい昨今であります。したがって私は4期目に向けてもう一度責任上、悲壮な思いで立候補をし、また町政を担わせていただき、今までの経験と人脈とそして現在のつけ込みを活かすべく、住民負託に早期に答えていくよう決意をいたしております。昨晚私どもの克和会の総役員会におきまして、住民の声としてまた克和会の声として出馬要請を受けました。大変私にとりましては身に余る光栄であります。それを受けまして私はこの10月行われるであろう町長選におきまして、もう一回立候補させていただきそして今のような旨を住民の皆さん方に隈無くお伝えし、そしてまた自分自身は今回は挑戦者のようなつもりで、そして皆さん方のご支援をお願いいたしたく、そして見事公約を早期に果たすべく努力していくことを誓っております。今回の町長選の秋の出馬に対しまして決意をし、そして出馬し皆さん方と共にこの町を頑張ろうとこのような堅い決意をいたしましたので、この臨時議会冒頭にあたってのご挨拶で表明をさせていただきます。

以上申し上げまして開会にあたりましてのご挨拶と代えさせていただきます。

○議長

これより日程に基づく会議に入ります。日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第115条の規定により、議席3番三堀善業議員、議席4番中谷道文議員を指名します。日程第2、会期の決定の件を議題といたします。お諮りいたします。本臨時会の付議事件はあらかじめ告知のとおりでありますので、会期を本日一日としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって会期は一日間と決定いたしました。日程第3、議案第1号辰野町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。議案の朗読をいたさせます。

○議会事務局長

(議案第1号 朗読)

○議長

提案者より提案理由の説明を求めます。

○総務課長

議案第1号辰野町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。5月1日の人事院の臨時勧告に基づきまして国家公務員や長野県も同様に勧告をしたことから、辰野町でも人事院の勧告を尊重し6月支給予定の夏季一時金であります、期末勤勉手当を減額するため条例の一部改正をしたいものであります。今回の率の改正はいずれの条例にあたりましても6月の手当に限って暫定的に変更するものであり、附則を改正するものであります。それではまず第1番目に辰野町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について説明を申し上げます。別紙の条例新旧対象表の1ページをお開きください。附則の第7条といたしまして平成21年6月に支給する期末手当

に関する本則の5条のですね2項の規定の適用について、同項中の「100分の160」とありますところを「100分の145」とするものでございます。最終的には100分の15が減額となるものでございます。続きまして辰野町特別職の職員で常勤のもの等の給与に関する条例の一部改正でございますが、こちらにつきましては町長、それから副町長、教育長に該当するところであります。同じ新旧対照表の2ページをご覧ください。先ほどと同様に附則の3条に平成21年6月に支給する期末手当に関する本則の3条第2項の規定の適用については、同項中に「100分の160、」とありますのを「100分の145、」とするものであります。こちらにつきましても100分の15が減額となるわけでございます。続きまして3ページ以下の辰野町一般職員の給与に関する条例の一部改正について説明を申し上げます。本則の第26条第1項とですね、それから4ページ次のページの29条第1項中の所に太字でございますけれども、「特定幹部職員」という用語がございますがこれが新しく本改正で「特定管理職員」に改めたいとするものであります。こちらにつきましては、幹部職員という用語が国家公務員の制度改革の基本法の中に使用されておりました、その紛らわしさを解消するための用語の整理でございまして、辰野町の条例もこれになるものでございます。それから同条の2項中に「100分の25」という所があるかと思いますが、第26条の第2項現行では同項「100分の25」とあるものを、それをですね「100分の25」を削るものでございます。これにつきましては以前この条例改正をした際に残ってしまっていることが、ここで判明いたしましたのでこれをこの機会に訂正をさせていただくものでございます。そして今回の人事院勧告に基づく改正につきましては附則へ新たに第6条、5ページをご覧くださいと思いますが、6条といたしまして今回の改正部分を加えるものでございます。26条の第1項これは3ページにございますけれども、これは期末手当の額であります。一般職員の場合には「100分の140」を「100分の125」そしてこれは管理職になりますが特定管理職員、課長及び課長補佐につきましては100分の現行120とありますものを「100分の110」といたしまして、それから4ページの勤勉手当の関係でございまして、こちらにつきましては、一般職員の「100分75」を「100分の70」にそして、特定管理職員につきましては「100分の95」を「100分の85」に改正するものでございます。これによりまして一般職員も管理職員も期末勤勉手当を加算いたしますと「100分の20」の減額となるものでございます。以上提案理由を

申し上げました。全議員の皆さんのご賛同をいただき原案可決くださいますようお願いを申し上げます。

○議長

これより質疑、討論を行います。

○根橋（8番）

3点について質問します。まず1点は一般職の皆さんの給与に関する条例改定について職員組合との交渉と言いますか話合いはどのようなになっているのか、まずお聞かせいただきたい。2番目は今回の措置によって当初予算に対してどのくらい金額が浮くのか2点目。3点目はその浮いたお金はどうするのか、その用途についてどのような考えているか、以上3点をお伺いします。

○総務課長

それでは根橋議員のご質問にお答えを申し上げます。1点目の組合との交渉でございますけれども去る5月22日、組合交渉を行いまして現実の社会情勢等の理解をいただく中で、これは人事院勧告に沿わざるを得ないだろうという同意をいただきましての提案でございます。それから金額の減額の件でございますけれども、こちらにつきましては一般職、理事者を含めましてこれ一般会計でございますのでちょっと企業会計の分が手元に資料ございませんけれども、1,250万ほどの金額となっておりますのでトータルしますと1,300万を越す金額が病院に事業会計とも含めますと出てくるのかなあということでございます。それから議員報酬等にも絡みますので、そちらの方では70万円というような試算をしております。それからこの余剰金ですね用途でございますけれども、今回の補正にはこれを掲げてございません。これから先の中でまた事業を見極めながら理事者とも相談をさせていただいて、財政の方で補正予算を組まれるものと思います。以上でございます。

○議長

他にございますか。

○山岸（13番）

中身は全然問題ないんですけれども。この句読点の使い方がちょっとおかしいような気がするんですけども、議案である第1条で議会議員の議員の所で附則7に「100分の160」点が付いていないんですけれども、新旧対照表では「100分の160、」あるいは「100分の145、」っていうふうになっているんですけども、こ

こらへんの違いというのはどういうことでしょうか。

○総務課長

私の今回の認識におきましてはですね、例えば3ページをご覧をいただきたいと思うんですけども、新旧対照表の3ページ改正案の方をご覧をいただければと思いますが、上から条文の中の2行目目「100分の140、」とございます。それからその下の所へまいりますと、6行目「支給する場合には100分の140を乗じて得た額に」とございます。この場合はですね附則でもってやっていくときにですね場所を指定、特定をする場合に「140、」とある所は1箇所になりますのでそういう表示でさせていただきますと、この6行目の「100分の140」は該当させないための表示でございますのでそんなふうにご理解いただけたらと思います。以上です。

○山岸（13番）

いまいちちょっと分からないんですけども、議案と新旧対照表の附則の中身が違うってことですよね。例えばじゃあ議員報酬についての附則の新旧対照表と議案のこの点の付ける付けないの違いはどういうことですか。議案が違うんじゃないですか。間違っているんじゃないですか。

○総務課長

議案の方はですね一応「100分の160」とあるのを「100分の145」ということでこの率についてはこのように表示をさせていただいて、新旧対照表では分かりやすくするためにここに点を付けてあるということでありまして、どちらも間違いではないと認識はしておりますが、ご指摘のとおり議案とですねこちらの方を整合させるようにこれからは考えたいと思いますが、あくまでも新旧対照表は説明に使う参考資料ということでご理解をいただければありがたいと思います。以上です。

○山岸（13番）

3回目になりますけれども。

○議 長

端的にお願いします。許可します。

○山岸（13番）

そういうことって言うか、それで理解してくれっていうのも良いんですけども、理解できますよこれ、点を付けるか付けないかの違いだけですから。しかしじゃ次

の特別職の場合はちゃんと同じ新旧対照表と議案は合っているわけなんですよ。そういう違いがあること、点を付ける付けないの意味が非常に読むものにとってはね、なんでこれが特別な意味があるのかっていうふうにとってしまうわけなんですよ。ですからミスであったならばミスとしてきちんとして認めて、気をつけますっていうことで良いんじゃないですか。

○総務課長

ご指摘のとおりまた気をつけますけれども、今回の場合はですね条文の中に同じ数字が1箇所登場する場合には点あるなしをあまり意識をせずに、2箇所以上に同じ数字が出た場合には、点を付けて特定をしたということです。この趣旨もご理解をいただければありがたいと思います。

○議長

質疑、討論を終結します。これより議案第1号、辰野町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例についてを採決します。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第1号は原案のとおり可決することに決しました。以上で本臨時会に付議された事件は全部終了しました。よって平成21年第7回(5月)辰野町議会臨時会を閉会とします。ご苦労様でした。

#### 11. 閉会の時期

午前 9時 23分 閉会

この議事録は、議会事務局長 桑沢高秋、庶務係長 武井庄治の記録したものであって、内容が正確であることを認め、ここに署名する。

平成 年 月 日

辰野町議会議長

署名議員 3 番

署名議員 4 番